2　生徒指導上の問題行動・事故発生

①いじめ問題

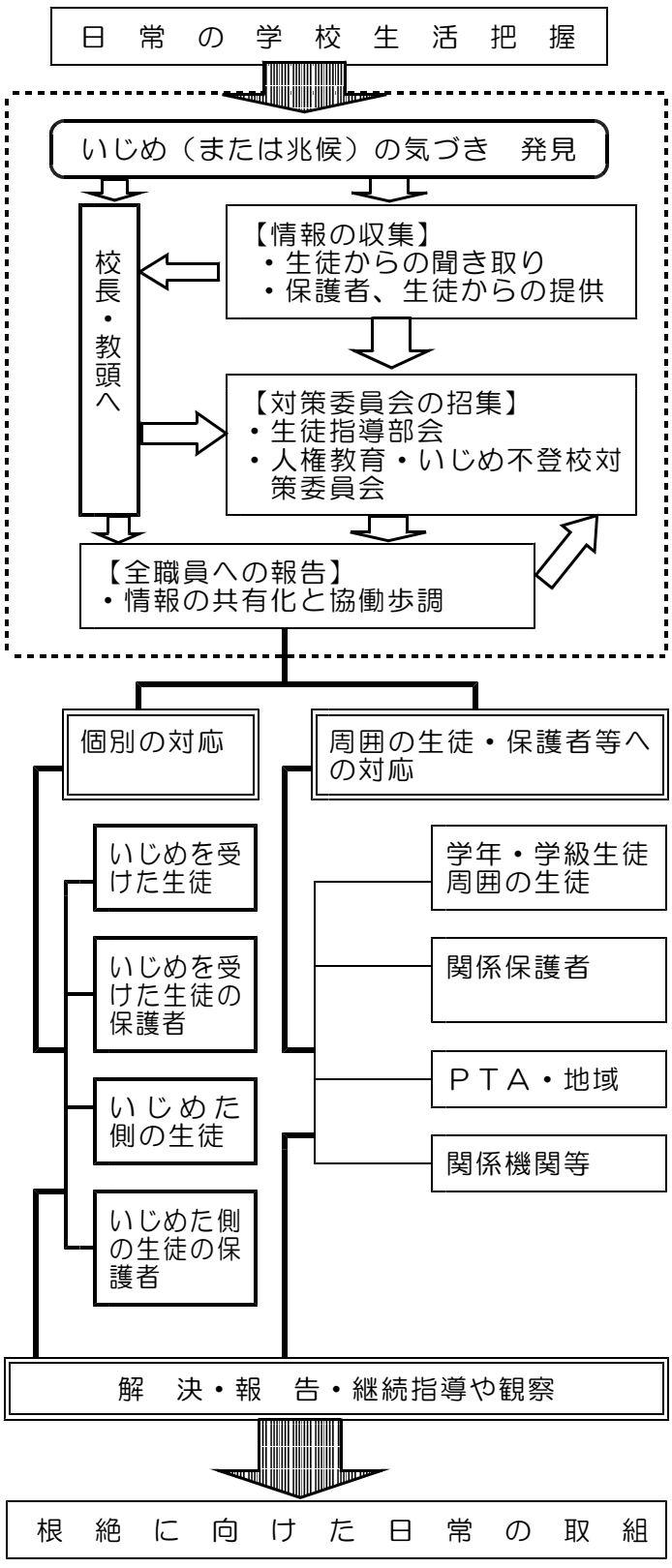

※県教育委員会「いじめ対応の手引き」参照

対　応　の　要　点

《学校内の対応組織づくり》
①人権教育・いじめ不登校対策委員会・生徒指導部会の設置と運用
②緊急対策会議の招集

《早期発見の体制づくり》
①教科担任間の連携
②情報交換会の毎週開催
③アンケートの実施
④振り返りカードの活用
⑤定期・臨時の教育相談の実施

《情報・認識・対応方法の共有化》
①迅速正確な情報収集と分析
②情報の共有化
③共通意識下での取組

《対策・具体的対応の検討》
①見通しのと手順の確認
②対応に関する全職員の意思統一
③関係機関との調整や連携

《個別の対応》
①被害生徒と保護者への対応
②加害生徒と保護者への対応
③いじめの事実に関する保護者間の共通認識の形成

《周囲の生徒・保護者への対応》
①学年・学級・周囲生徒への対応
②学級生徒の保護者への対応
③生徒会等生徒組織への働きかけ
④ＰＴＡ役員、会員との連携協力
⑤地域社会との連携協力
⑥相談機関等との連絡調整等
⑦警察・病院等への連絡等
⑧報道機関への適切な対応

《事後指導》
①関係者や関係機関等への適切な報告
②加害者・被害者・周囲生徒の継続観察や指導支援
③事例分析と根絶に向けた対策立案

《職員組織・体制の強化》
①情報の察知・即時対応可能な組織の見直し
②組織的動きの確認
③根絶に向けた日常的取組体制の強化

②不　登　校

［取組のチェック］

不登校気味
不登校傾向
生徒の把握

□電話等による欠席理由の確認
□２日以上連続欠席への対応（家庭訪問、情報共有等）
□保健室に頻繁に出入りする生徒の把握
□別室に行きたがる生徒の把握
□朝からの生徒の登校状況把握
□教科担任や関係者の観察・情報提供情報交換
※情報交換会（毎週金曜）、人権教育・いじめ不登校対策委員会、特別支援教育委員会などにおいて情報の共有化

学級担任　教科担任
養護教諭　生徒指導
学年部職員　ＳＣ
ＳＳＷ

事実の確認把握
原因・背景の究明

□欠席理由や保健室等来室理由や背景など分析し究明に当たる

対策会議１
・職員会議
・人権教育・いじめ不登校対策委員会
・生徒指導部会

□状況や事実について報告し、共通理解を図りながら今後の対応について協議する

□生徒に関する情報を幅広く集め集約する

対　　応

□対策会議による対応の方向性（または具体策）により、対応支援を行う

学級担任　教科担任
養護教諭　生徒指導
学年部　　ＳＣ　ＳＳＷ
特支ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
校長　教頭　教務主任

（対応支援の基本）
①生徒や保護者の気持ちを十分くみ取る
②粘り強く継続した取組を行う
③組織で連携して取り組む

対策会議２
・職員会議
・人権教育・いじめ不登校対策委員会
・生徒指導部会

□対応支援の状況を報告しあい、必要に応じ対応支援の修正を行う

①ＳＣ、ＳＳＷ、くま川教室など関係機関等への相談協力も視野に入れる
②状況を記録し、後の対応支援に生かす

対　　応

報告・情報交換

□定期的に会議を開き、解決に向けた対応策を協議する

対策会議３
・人権教育・いじめ不登校対策委員会
・生徒指導部会

□対応支援を継続し、不登校の解消に向けた取組を行う

不登校の解消

③器物破損（課業中・休日等　　含む盗難事故）

〈1〉対応の基本

事故発生

発見者＋応援教師＋生徒指導担当等

【初期対応】
①関係生徒からの事情聴取
②（けが等ある場合）保健室や病院への連絡搬送
③現場の確認と記録(写真撮影　概況等記録・・・手分けする)
④周囲生徒への指導

報　告
校　　長
（教　頭）

いつ　　どこで
だれが　どうした

ア：職員への指示
イ：緊急集会の実施
ウ：関係機関への
　　連絡
エ：保護者への連絡
オ：ＰＴＡへの連絡

【事故の対応に関する共通理解】
①指導方針の明確な提示
②関係生徒への指導方法や内容
③全職員の共同歩調確認
④対応窓口の一本化（マスコミ等）
⑤プライバシー（人権）の尊重

〈2〉種類別対応法

「故意」の場合　　関係生徒

①ケガの有無　②安全確保　③動機確認
④反省を促す指導　　⑤再発防止に向けた指導と確認

【保護者連絡】
①事実報告　　②家庭での指導依頼
③家庭との協力体制の確認　　④弁償意思の確認

「過失」の場合　　関係生徒

①ケガの有無　②安全確保　③原因・因果関係の確認
④今後の行動への　　⑤再発防止に向けた指導と確認

【保護者連絡】
①事実確認　　②再発防止の確認　　③弁償意思の確認

「不明」の場合　　発見教師を含む複数で対応

①現場写真等状況の記録　②概況のまとめ　③情報の収集

【生徒・保護者連絡】
①事実の連絡周知　　②行動や生活の見直し（指導）
③関連情報提供の依頼　　④再発防止指導

〈3〉未然防止策

①定期的な安全点検の確実な実施を行う。
②危険箇所等の早急な修理を行う。（器物破損かどうかの確認）
③確実な戸締まり・施錠を行い、日常的な意識を高める
④個人の貴重品及び現金は（含 公金）学校内に置かない
⑤生徒保護者との信頼関係を構築する。
⑥生徒の自尊感情を高め、情緒の安定を確保する。
⑦規範意識を高める取組を行う。
⑧保護者や地域・関係機関との連携を図る。

④その他の生徒指導上の問題行動

（万引き、窃盗、傷害、暴行、飲酒・喫煙、家出他）

〈1〉対応の全体図

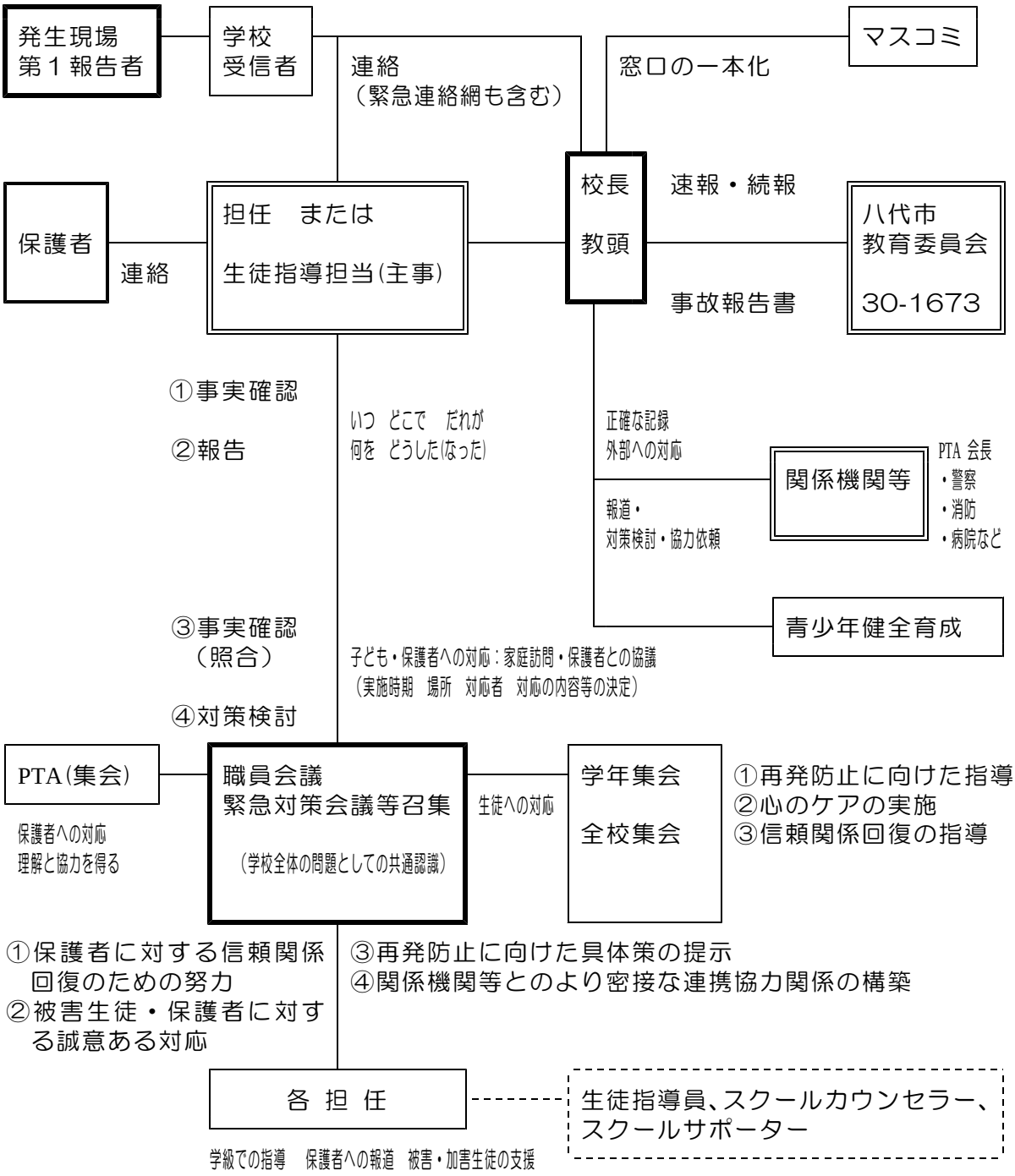

〈2〉未然防止策

①生徒保護者との信頼関係を日常的に作り上げる。
②情報の提供を広く求めるために、保護者や地域との連携を密にする。
③積極的な生徒指導を計画的組織的に行う。
④問題行動をとるに至った経緯を分析し、具体的な再発防止策を立てる。

３　健康被害

①伝　染　病

【対　　処】

伝染病の発生（確認）

□担任への連絡相談→養護教諭へ相談
医療機関への受診の勧め
保護者へ至急連絡

□本人へ不安感を与えない対応

疑わしい場合も

医療機関への受診勧奨

□受診後の情報提供依頼

関係機関等への連絡

□結核と診断された場合→八代市教育委員会への速やかな発生報告

→学校医・所轄保健所への連絡
・・・今後の対応の指示を求める

□その他→速報を教育委員会に入れる

情　報　収　集

□生徒の過去の出欠状況や欠席理由の確認

□生徒・職員への感染がないか健康観察簿等で追跡調査する

□接触経路等の把握

関係機関（保健所等）との連携

□学校は保健所が設置する「対策委員会」に参加

□定期外健康診断実施の場合は保健所に協力

□（結核と診断された）以外の生徒については、「結核検診問診票」「健康観察記録」を
職員については「定期健康診断受診状況」等の資料を整理し保健所の調査活動に協力する

事後の対応と措置

□管理職は教育委員会に「状況報告」等を行う

□保健所からの要請には積極的に協力する
（該当生徒保護者への文書依頼など）

□必要に応じ保護者説明会を開く

□いじめ等の発生を未然に防ぐためプライバシーや人権に対し十分配慮する

□学校保健法施行令第５条・同規則第２０条に基づき学校医その他の医師の判断により出席停止の指示を行う

□窓口を一本化し管理職が対応する。

【感染拡大防止のポイント】
①生徒の日常の健康管理健康観察の徹底を図る
②症状等で異変を感じたら養護教諭に相談し対処する
③既往症歴等把握し校医等と連携を図る
④教職員は特に健康管理に気をつけ定期健康診断を必ず受診し、異常がある場合は早急に対処する。
⑤関係機関とと連携し保健指導を徹底する
⑥疾病への正しい認識知識を身につけさせる
⑦日常より情報収集を行い、家庭保護者との連絡体制を密にしておく

②食中毒・アレルギー

【食中毒への対処】
【アレルギーへの対処】
食中毒発生
□生徒の欠席状況や変化に注意する
□異常の早期発見（察知）に努める
◇状況確認
（アレルゲン反応）
①皮膚の異常反応
②消化器の異常反応
③呼吸器の異常反応
症状の発現
早期発見
情報収集
□出席生徒の様子
異常の訴え
早退者や欠席者の
状況把握
◇養護教諭　管理職
他の職員への連絡と
応援依頼
◇症状により病院等へ連絡
現場へ急行
生徒への
対　応
□症状のある生徒は
医療機関で受診
保護者に結果連絡依頼
□二次感染予防と正しい
知識の指導
□入院した場合、担任等
が病院や家庭を見舞い
生徒の状況を確認
◇薬を携行している場合は服用させ症状観察
◇養護教諭の応急処置
・口腔洗浄
・皮膚洗浄
・洗眼点眼
・安静確保
・ｱﾅﾌｨﾗｷｼｰｼｮｯｸ対処
初期対応
関係機関との連携
□管理職は
・教育委員会への速報
・校医、保健所への連絡
・当日および翌日以降の学校運営
（臨時休校　給食　ﾌﾟｰﾙ使用等）
について指示を得る
□管理職は、対策委員会を設置し、学校・地域家庭・　専門機関が一体となって対応できる体制をつくる
□管理職は保健所・教育委員会が行う調査に全面協力し的確に対応する
◇救急車の要請
・意識喪失　ｼｮｯｸ症状
けいれん　激痛等の継続
・判断に迷う場合
◇救急車への同乗
・担任か養護教諭
・事故発生時の状況説明
・ｱﾚﾙｹﾞﾝの特定
関係機関との連携
◇事実のみの連絡（正確に）
◇指定病院の確認
◇症状による対応
・担任による保護者への説明
・保護者の迎えを要請
・学校から病院へ移送
保護者への連絡
事後の対応と措置
①管理職は委員会へ状況報告等を行う
② PTA 役員会や保護者説明会を設け、状況を説明し健康調査等への協力を依頼する
③緊急の集会を開き、疾病に対する正しい知識や衛生健康管理について指導する
④重症生徒への支援を行い、周囲の生徒の不安解消に努める
⑤罹患生徒がいじめ等の被害に遭わないよう十分配慮し対策を講じる
⑥原因究明に努め再発防止策を講じる
⑦窓口を一本化し管理職が対応に当たる
事後の対応と措置

③給食への異物混入

異物混入発生

早期発見・報告
- □管理職による検食の確実な実施（異味・異臭・異物等）
- □職員・生徒からの報告

情　報　収　集
- ①異物混入に関する情報の全職員への周知（緊急放送等）
- ②給食の中止（異物の程度・状況による判断　異物保存）
- ③全校給食分に対する異物混入の有無の確認
- ④異物発見時の状況・発生発見直後の対応の記録や学校全体の状況のまとめ
- ⑤南部給食ｾﾝﾀｰへの緊急連絡
- ⑥金剛小等関係学校への連絡や情報収集

生徒への対応
- □不安感の排除と冷静な対応・指導（正確な情報連絡）

関係機関との連　　携
- □管理職は南部給食ｾﾝﾀｰに連絡する（担当経由もある）
  - ・南部給食ｾﾝﾀｰによる関係学校への連絡と給食食中止措置
  - ・事実確認　　異物（給食）の保存
- □管理職は教育委員会への速報を行うと同時に必要に応じ学校医・学校薬剤師の指示を仰ぐ
- □異物の状況によっては、現場保存措置をとり、警察・保健所等の関係機関の指示を受け対応する
- □給食ｾﾝﾀｰと連絡を取り合い当日および翌日以降の対応を決定する
- □管理職は関係機関が行う調査検査に全面協力し、立ち入り検査等に責任者を決め的確に対応する

事後の対応と措置
- □管理職は委員会へ状況報告等を行う
- □ PTA 役員会や保護者説明会を設け、異物混入に関する状況を説明し健康調査等への協力を依頼する
- □状況に応じ緊急の全校集会を開き、状況を知らせ危険回避の指導をする
- □被害生徒への支援を行い、周囲の生徒の不安解消に努める
- □給食ｾﾝﾀｰにおいては、作業工程等の見直しを含め原因の特定に努め、再発防止策を講じる
- □情報提供や連絡などの窓口を一本化し管理職が対応に当たる

【未然防止のポイント】

①危機管理体制の確立
- ・異物混入に対する校内体制の整備
- ・給食センターとの日常的な連携連絡体制の整備

②連絡体制の整備
- ・異物混入判明段階の把握とそれぞれの段階における連絡の手順確認
- ・スムーズな連絡体制の確保

③検食の事前実施の徹底
- ・責任者による実施と結果の記録

④調理場における日常点検の徹底

⑤学校における検収および管理の徹底
- ・検収後の保存食の管理
- ・給食受け庫の定期点検と衛生管理（施錠等の徹底）
- ・給食時間までの給食管理徹底

④光化学スモッグ（微小粒子状物質（PM2.5）にかかる対応も準じる）

光化学ｽﾓｯｸﾞ予報

□テレビ・ラジオ等の報道への注意
□天候状況の確認
□屋外行事実施について注意報発令時の対処確認
□避難場所・避難方法など手順の確認
□学校医等との連絡体制確認

注意報等発令

□注意報レベルの確認

□注意報レベルに準じた対応

情　報　収　集

生徒への対応１

【注意報】　①屋外での活動停止
②屋内への避難誘導（放送等）
③体調異常者の確認と対応（担任・養護教諭）

【第１警報】①屋外での活動の即時停止
②屋内への緊急避難誘導（緊急放送）
③窓等の閉鎖（緊急放送　職員による確認）
④体調異常者の確認と対応（担任・養護教諭）
⑤学校医等との連携連絡

【第２警報】①屋外での活動の即時停止
（屋外に絶対出ない）
②屋内への緊急避難誘導（緊急放送）
③窓等の閉鎖（緊急放送　職員による確認）
④体調異常者の確認と対応（担任・養護教諭）
⑤学校医等との連携連絡

生徒への対応２

①光化学スモッグ警報・情報の全職員への周知（緊急放送等）
②屋外活動の中止（警報の程度・状況による判断）
③屋内への緊急避難と窓等の緊急閉鎖措置
④体調異常者の有無の確認と対応・・・洗顔　うがいなど
（症状によっては病院等への搬送措置をとる）
⑤不安感の排除と冷静な対応・指導（正確な情報連絡）

関係機関との連　　携

①警報発令時の状況・直後の対応の記録や学校全体の状況のまとめ
②教育委員会（健康教育課）への状況報告
③学校医・保健所等関係機関への連絡
（場合によっては対応指示要請や病院への搬送措置）
④近隣の学校との情報交換・情報提供

事後の対応と措置

□テレビ・ラジオ等の報道への注意（状況の推移確認）
□天候状況の確認（予報等の情報への注意）
□緊急避難後の対応策の協議
（状況に応じ緊急対策会議を開き、今後の対応検討）
□被害生徒への対応
（保護者連絡　病院への搬送　学校での応急処置など）
□情報提供や連絡などの窓口を一本化し管理職が対応に当たる

４　災　　害

①火　災

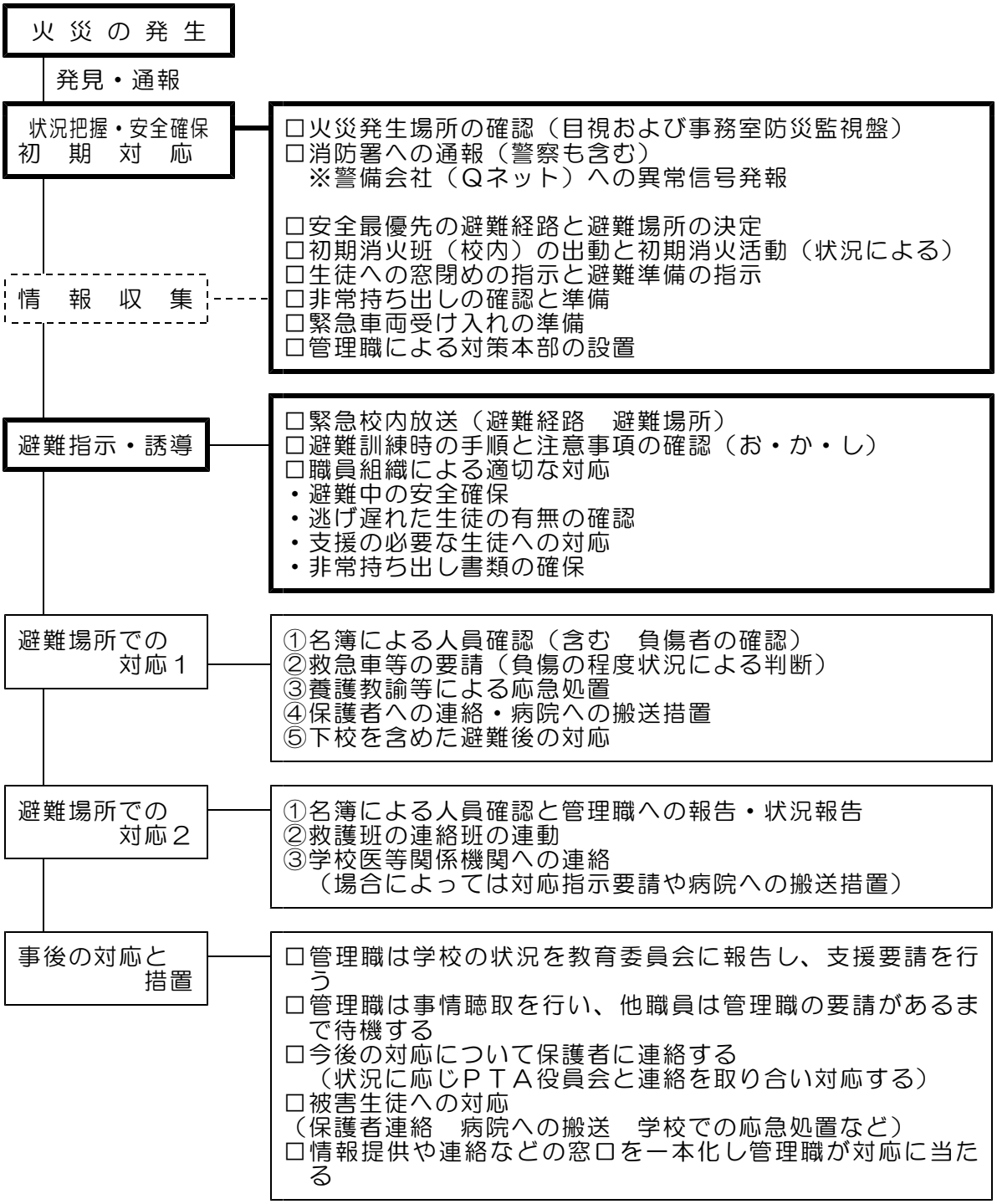

【未然防止・被害拡大防止のポイント】

①防火体制の確立　・日常の点検活動（火元責任者を中心とした火気点検）
・消火器等の使用法の確認と職員の役割分担の確認
・避難経路の安全確保と日常点検

②実践的避難訓練の実施
・様々な形態を想定した訓練の実施（負傷者対応も含む）

③緊急時の対応能力の向上（個々に判断する力を身につける）

②風　水　害

【被害拡大防止のポイント】

①情報収集手段の整備と点検
- 日常の点検活動（通信機器も含めたメンテナンス）
- 職員連絡網　生徒連絡網など各種連絡網の作成と確認
- ＰＴＡ保護者　地域と一体となった情報連絡体制の整備

②校区内危険箇所の把握と周知
- 自然災害危険箇所を把握し、生徒・保護者・職員に周知する

③生徒の登下校経路の確認
- 家庭訪問時やその他の機会で経路を確認する

④下校措置の判断
- 気象情報や関係機関からの情報、地域住民からの情報による総合的な判断
- 近隣校との綿密な情報交換による判断
- 生徒の安全確保のために必要な措置について緊急職員会議を招集し、組織として判断

③地　震、津　波

速報（情報）

□速報入手時の対応（校内放送での注意喚起）

安全の確保
２次災害の防止

□担任または教科担当による避難指示
　・窓　ロッカー　壁等から離れ　机の下に退避
□落下物より頭部を守る指示
□火気使用中は、直ちに消火・ガス等の元栓・電気器具
□出入り口の開放など避難経路の確保

状　況　把　握
初　期　対　応

□リアルタイムの地震情報・災害情報収集
　（ＴＶ　ラジオ　ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ配信等）

【管理職の対応】
□状況の迅速な把握と負傷者救護方法や避難方法の決定
□地域における被害状況の把握
□対策本部の設置

情　報　収　集

【授業担当者の対応】
□生徒の動揺の沈静化 負傷の有無程度の確認　安全確認
□避難指示の徹底

【授業担当者以外の対応】※災害発生時の役割分担確認
□分担して各教室に急行し生徒の状況を把握
□避難時の誘導や避難場所の安全確認
□校舎被害状況の管理職への報告
□養護教諭とともに負傷者の救護

避難指示・誘導

【管理職の対応】
□揺れの収まりを確認後、避難経路・避難場所の安全を確認し、緊急放送で避難を指示

【授業担当者の対応】
□指示に従い、生徒の避難を開始する
□安全迅速な避難誘導（押さない　慌てない　整然と）

【授業担当者以外の対応】※災害発生時の役割分担確認
□分担して生徒の避難誘導
□避難場所の安全確保と生徒の掌握
　（人員点呼　負傷者の確認）
□ハンドマイク等で避難場所からの誘導
□取り残された者がいないかどうかの確認

避難場所での対応

①名簿による人員確認と負傷状況等の把握と報告
②救急車等の要請（負傷の程度状況による判断）
③養護教諭等による応急処置
④保護者への連絡と引き渡し・病院への搬送措置
⑤下校を含めた避難後の対応

事後の対応と措置

□管理職は学校の状況を教育委員会に報告・支援要請
□施設設備の安全点検と立ち入り禁止区域の設置
□校区の被災状況の正確な把握
□通学路の安全確認と通学経路・手段の確認
□今後の対応について保護者に連絡する
　（状況に応じＰＴＡ役員会と連絡を取り合い対応する）
□情報提供や連絡などの窓口を一本化し管理職が対応する

津波時の二次・三次避難場所と避難場所での保護者への生徒の受け渡し

<<二次避難場所>>

【避難場所】ケアハウス偕老苑

【標高】約1m(高層建物)

【収容可能人数】約200人

【避難場所までの距離】約2㎞

【避難場所までの移動所要時間】約10分

<<三次避難場所の情報>>

【避難場所】敷川内環境保全用地

【標高】約50m

【収容可能人数】約200人

【避難場所までの距離】約4㎞

【避難場所までの移動所要時間】約15分

<<保護者への生徒引渡しの方法>>

□それぞれの場所に応じ、避難場所、引渡し方法について事前に把握しておく。

□原則として、直接保護者に引渡す。

□引渡す際には、いつ、誰が、どこで引き渡すかを確実にし、原則として「引渡し確認カード」に必ずチェックしてから行うようにする。

□留守家庭の者については、氏名、人数を確認し、学校で保護する。

□保護者に引き渡すことができない場合は、学校で保護する。

□学校に避難している児童生徒に不安を与えないように配慮する。